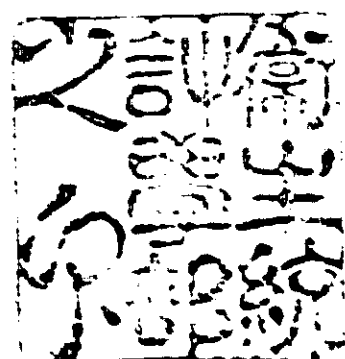


L  
L  
4

東京市社會局叢書(貳)

東京市内の細民に関する調査

東京市社會局



昭和15年12月27日  
川上理一先生  
寄贈  
東京市社會局

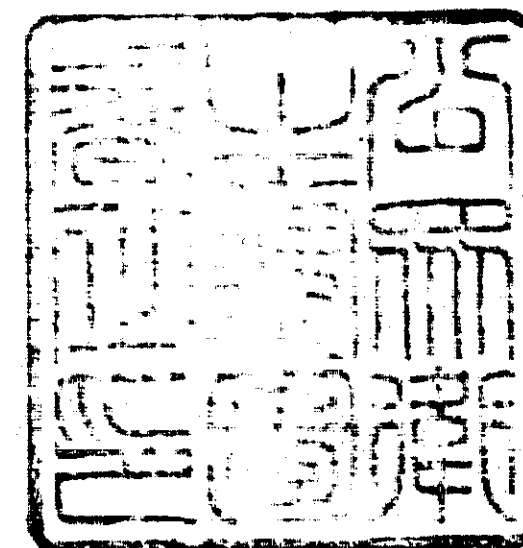
国立保健医療科学院蔵書



\*10012019\*

L  
L  
4

|   |
|---|
| L |
| L |
| 4 |



7868

芝居新網町細民窟に於ける細民生活の實情





屋長民細(橋ヶ鮫元)町谷區谷四  
。リな間六至乃間五は賃家。間一疊六は又半疊四てしに屋長通普



屋長民細町網新區芝  
。外内間四賃家。リな同共は所便。間一半疊四てしに屋長通普





淺草區田中町細民長屋  
。家賃四圓內外。



下谷區金杉町細民長屋  
。家賃二圓五錢至三圓十五錢。

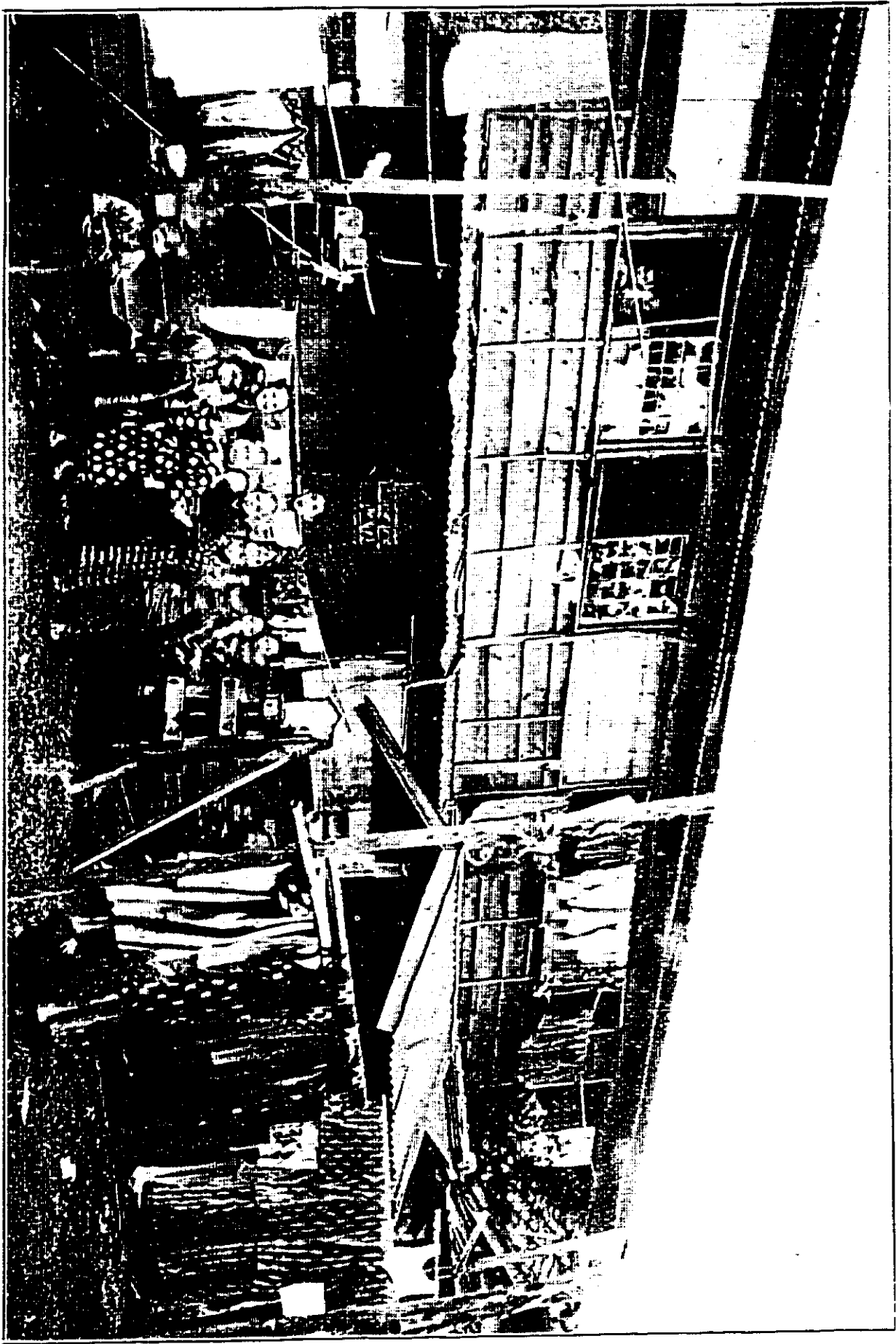


宿 賃 木 の 町 川 富

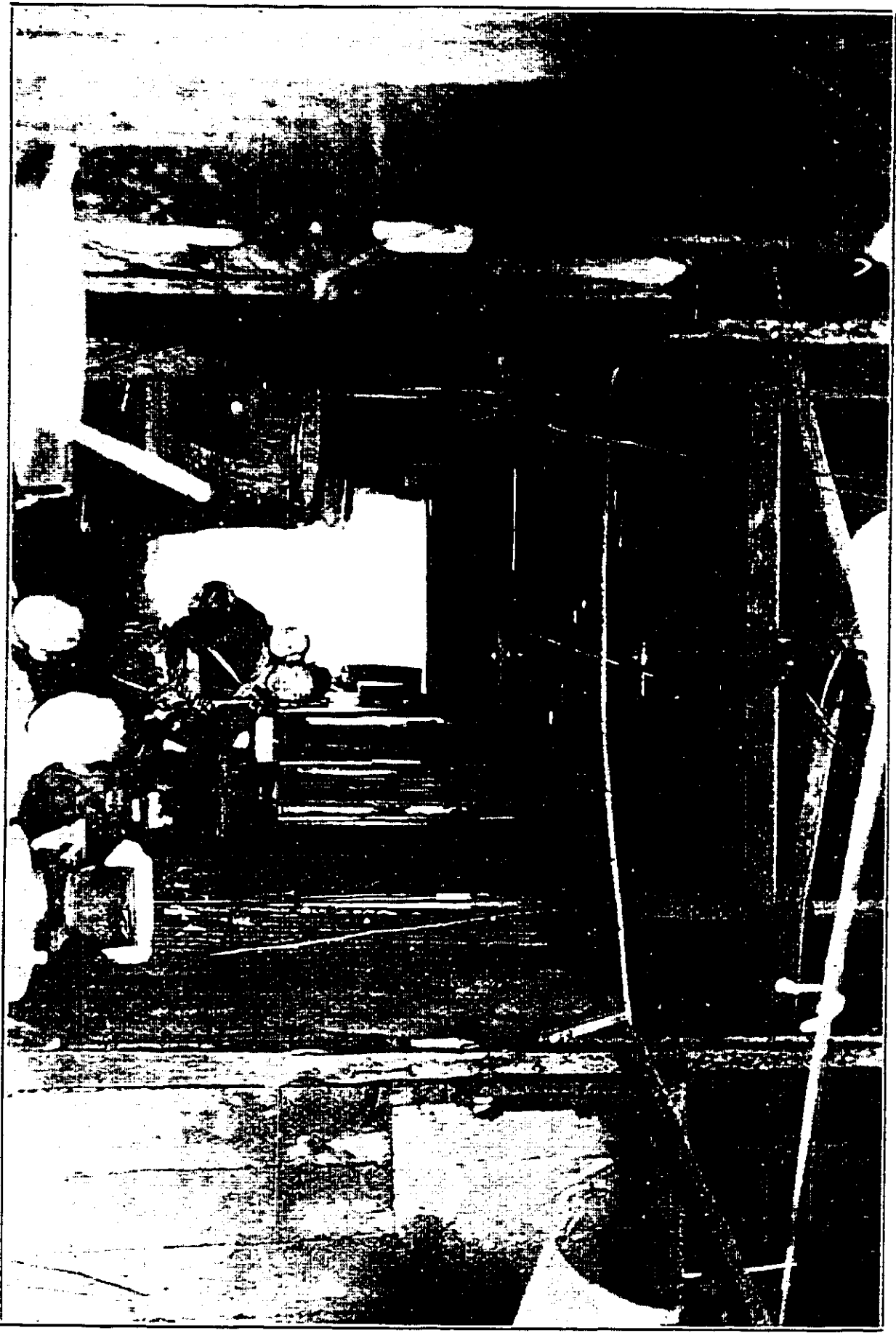


部 一 の 宿 賃 木 の 町 川 富 區 川 深  
 錢 三 十 二 夜 一 料 泊 宿 通 普





下谷區龍泉寺町其同長屋の外部



深川區猿江、東町、其同長屋の内部に相並び、室内前後きため此の棟は十戸に分ち、此處にて炊事をなすもの多し、兩家に一間あり、内前

東京市内の細民に関する調査



## 緒言

社會事業施設に關する基礎的要件の一として細民の生活狀態を組織的に調査究明するの必要たるは言を俟たざる所なるが而も細民の狀態は一般社會事情の變遷、殊に經濟界の盛衰に連れて日に月に變轉すること甚しく加之實際の調査に當りては調査の主旨を彼等に諒解せしむるの困難なると從つて眞實の申告を得るの容易ならざるとの爲めに事實の眞相に徹するは至難の事たるを免れず、就中部落を成さざる散在細民の調査に當りては殊に然るを覺ゆ、されば當局に於ては出來る得る限りこの遺憾を少なからしめんが爲め、細民調査を左記三次の階段に分ち漸次粗より細に入りて事實の眞相を究むるの方針をとりたり。

第一次調査。所謂概念的調査にして主に部落を爲せる客觀的細民即ち本局調査員又は關係官公署の常識判斷による細民につき普く全市に亘りて細民

生活の概要を調査し以て第二次及第三次調査の基礎たらしめんことを期したり。

第二次調査。前項に基きて標本的細民地域を選び、該地域の細民につき必要と認めたる諸事項に關する統計的調査を試みたり、而して該地域として選びたるは京橋區月島、芝區新網町、下谷區金杉下町、深川區富川町、同猿江裏町及び本村町の四區六箇町なりとす。

第三次調査。第二次調査の結果により一定數の標本的細民家族を選定し、一定期間に於ける收支の真相を精査して所得消費の關係を究明し、以て彼等細民の生計狀態を統計的に闡明せんことを期す。

右第一次調査は大正九年九月中旬に始め同十一月中旬を以て完了し、第二次調査は同十二月上旬を以て完了し、第三次調査は大正十年六月を期して之を實施せん豫定なり。而して本書は右の内第一次調査の結果を總括整理して不取敢公刊せるものなるが前述の如く事業自體の至難なるが上に匆卒

の調査にして固より精確を期し得べからず、加ふるに統計材料の精粗統一を缺くものありて、全體として均整を缺ける憾み尠しとせず、而も之によりて一般細民の生活狀態を髣髴し得るの資を讀者に供するに庶幾からんか。若し夫れ細民生活の全豹を總覽してこれを徹底的に究明せんは以上三段の調査を完了してこれが總合的觀察に俟たざるべからず。

大正九年十二月

東京市社會局總務課

## 凡 例

一、本書各篇の事項中細民の世帯數及人口に關する事實は、主として市内各警察署及區役所の調査に係る材料に集計を施して記載し、住居、職業、生計其の他の事實に關しては、多く本局調査掛員の直接蒐集したる資料に基き記述し、尙各區役所、東京市直營各尋常小學校の調査せる材料に就き摘録したるものあり。

一、本調査に際し資料と多大の便宜とを與へられたる、市内各警察署長並其の他の各位に對しては茲に深く謝意を表す。

# 東京市内の細民に関する調査目次

|     |                   |    |
|-----|-------------------|----|
| 總   | 說                 | 一  |
| 第一篇 | 定居的細民の調査          | 三  |
| 第一款 | 分布地域              | 三  |
| 第二款 | 世帯及人口             | 四  |
| 第一項 | 區別世帯數及人口          | 四  |
| 第二項 | 町別世帯數及人口          | 六  |
| 第三項 | 家族數、體性、年齡、出生地     | 二三 |
| 第四項 | 細民階級と一般勞働階級との人口關係 | 三二 |
| 第三款 | 住居                | 三六 |
| 第一項 | 住居の種別             | 三六 |
| 第二項 | 家屋の構造             | 三七 |



|     |            |          |
|-----|------------|----------|
| 第三項 | 疊數と居住人員    | 三七       |
| 第四項 | 家賃         | 三八       |
| 第五項 | 便所、炊事場     | 四一       |
| 第四款 | 職業         | 四二       |
| 第一項 | 職業の概観      | 四二       |
| 第二項 | 世帯主の職業     | 四三       |
| 第三項 | 家族の職業      | 四八       |
| 第四項 | 就業日數及職業種別表 | 四九       |
| 第五款 | 生計         | 五三       |
| 第一項 | 所得         | 五三       |
| 第二項 | 世帯主の收入     | 五三、家族の收入 |
|     |            | 五八、總收入   |
|     |            | 六二       |
|     | 消費費        | 七一       |
|     | 概説         | 七一、支出總額  |
|     |            | 七六       |
| 第六款 | 細民生活の諸事情   | 八五       |

|     |                   |        |
|-----|-------------------|--------|
| 第一項 | 細民生活の實例           | 八五     |
| 第二項 | 嗜好、教育程度及讀物        | 九〇     |
| 第三項 | 貧窮の狀態に陥りし世代及上京の年月 | 九三     |
| 第四項 | 貧窮の原因             | 九八     |
| 第五項 | 貧窮の細民に及ぼす影響       | 一〇一    |
| 第二篇 | 不定居的細民の調査         | 一〇五    |
| 第一款 | 木賃宿宿泊者            | 一〇五    |
| 第一項 | 概説                | 一〇五    |
| 第二項 | 體性、年齢、出生地         | 一一一    |
| 第三項 | 生計                | 一一六    |
|     | 職業                | 一一六、收支 |
|     |                   | 一一九    |
| 第二款 | 水上生活者及浮浪者         | 一二六    |
| 第一項 | 水上生活者             | 一二六    |
| 第二項 | 浮浪者               | 一三一    |

第三篇 今次財界不況の影響……………一五三

|     |                          |
|-----|--------------------------|
| 第一項 | 財界不況に伴ふ細民生計状態の變化……………一五三 |
| 第二項 | 内職の萎縮……………一五四            |
| 第三項 | 勞銀の減少並賃金の下落……………一五七      |
| 第四項 | 失業……………一六一               |
| 第五項 | 細民の移動……………一六三            |

目次畢

圖表目次

|    |                   |
|----|-------------------|
| 第一 | 定居的細民の年齢構成圖       |
| 第二 | 細民長屋構造圖           |
| 第三 | 疊數と世帯數對照圖         |
| 第四 | 家賃と世帯數對照圖         |
| 第五 | 職業種別表             |
| 第六 | 世帯構成人員階級別收入諸關係比較圖 |
| 第七 | 木賃宿宿泊者年齢構成圖       |
| 第八 | 行旅病人年齢構成圖         |
| 第九 | 東京市細民地域並社會事業分布圖   |

圖表目次畢

## 東京市内の細民に関する調査

### 總 說

茲に細民とは資財及収入が常に不充分にして、自己及家族の生活を維持し能率を發展せしむるに足るの必要物資を充實するに困難なる貧乏の者を指すも、其の調査に付ては叙述の進行上之を分類して記述するを便とす、然るに従來一般の分類方法は、或は最低生活標準の限界を以てし、或は貧窮に對する自己意識の有無、若くは其の社會的地位に對する自覺の如何を以てするもの等種々あるも、要するに其の立脚地を客觀的位置にするか、主觀的位置にするかの相違にして、複雑なる細民の社會を截然たる一線に依りて劃し得べき方法在らざるを以て、本調査に於ては、便宜上細民を居住狀態に據りて、二者に區別し以て大體の分類標準となしたり、即ち

#### 一、定居的の細民

#### 二、不定居的の細民

第一に屬するものは、借家居住の細民なり、其の生活の本據確定的にして、概ね家庭的生活を營



むを常態とす。

第二に屬するものは、主として木賃宿宿泊者、浮浪者及水上生活者なり、之等は生活の本據不確定にして、且水上生活者を除けば家庭的生活を営むもの極めて寡し。今右兩者の概數を擧ぐれば次の如し。

| 細民の區別  |        | 人口概數   |
|--------|--------|--------|
| 定居的細民  | 借家居住細民 | 七四、四九三 |
| 不定居的細民 | 木賃宿宿泊者 | 一一、一四〇 |
|        | 浮浪者    | 四、〇〇〇  |
|        | 水上生活者  | 一、五〇〇  |
| 計      |        | 九一、一三三 |

以下右の分類に従ひ、追次細民の社會的並經濟的狀態に付き記述すべし。

## 第一篇 定居的細民の調査

### 第一款 分布地域

本市に於ける細民分布の大勢は、一般に山手に尠くして、下町殊に市郡境界附近の場末に廣汎の地域を占む、更に市内各區に就て之を觀るに、其の數に差こそあれ多少の集團をなせる細民地域之れ無きは無し、而して右の地域は概ね左記の如き條件を具備する場所にして、一度細民の轉住を見るや、附近の經濟狀態は漸次細民生活に適應し來り、從て其の蟬集を多大にし且固定的ならしむるもの、如し。

一、下谷、淺草、本所及深川四區の細民地域の如き低地にして多濕、且商業地區として不適の場所。

二、牛込、小石川、本郷三區及芝、麻布、四谷の一部の細民地域の如き、河川の舊埋立地若くは沮洳地にして且邸宅地又は商業地區として不適の場所。

三、京橋區月島、八丁堀仲町、神田區三河町、芝區新網町、麴町區紀尾井町、小石川區西原町西九町、下谷區萬年町の細民地區的如き、近年迄荒蕪の地、墓地なりし場所若くは從來細

民窟として著名の場所。

四、深川區富川町、本所區花町業平町、淺草區玉姬町附近の如き、下層階級者に對する居住の設備及勞力仲介並需要機關の完備せる場所。

細民の部落は主として前記の如き場所殊に其の裏通に占居し、周圍の物資供給狀態は良く其の生活に適合するを常態とす。

第二款 世帯及人口

第一項 區別世帯數及人口

今回の調査に據る東京全市の細民世帯總數は一萬八千三百五十一にして、其の人口七萬四千四百九十三人なり、之を各區別に表示すれば次の如し。

| 區名  | 世帯數   | 人口    | 第一回國勢調査に據る各區人口との比較、人口千に付き細民數 |
|-----|-------|-------|------------------------------|
| 麹町  | 三一〇   | 一、二九〇 | 一九・六                         |
| 神田  | 七四〇   | 二、九六〇 | 一九・四                         |
| 日本橋 | 一二〇   | 三六〇   | 二・八                          |
| 京橋  | 一、一五〇 | 四、二五五 | 二九・七                         |

|     |        |        |       |
|-----|--------|--------|-------|
| 芝   | 六五七    | 二、八四五  | 一五・八  |
| 麻布  | 一五〇    | 四七六    | 五・二   |
| 赤坂  | 一二九    | 四九六    | 八・二   |
| 四谷  | 一、〇〇四  | 四、一八一  | 五九・五  |
| 牛込  | 七四九    | 二、八五八  | 二二・四  |
| 小石川 | 一、八七一  | 七、七一九  | 五二・七  |
| 本郷  | 四三五    | 一、八九五  | 一三・九  |
| 下谷  | 一、〇九四  | 四、三〇二  | 二三・四  |
| 淺草  | 二、四四三  | 九、八四九  | 三八・四  |
| 本所  | 二、六八一  | 一一、七〇四 | 四五・六  |
| 深川  | 四、八一八  | 一九、三〇三 | 一〇六・四 |
| 計   | 一八、三五一 | 七四、四九三 | 三四・二  |

前掲の實數は本調査の趣旨に依り、主として部落を爲せる細民に就き調査したるものにして、商業地邸宅地區等の間に介在する所謂散在的細民は、其の明確なるものゝ外之を除斥したるものなる

を以て、市内細民の全部を網羅したるものに非らず、又調査の方法も其の進捗上一定の標準を固執し難き事情ありしを以て、區に依り或は五大家族の一世帯を標準とし其の收入月額六十圓を以て細民の限界とせるものあり、或は五十圓内外を以てせるものあり、或は之に加ふるに家賃又は生活状態を考慮せるものある等其の間多少の緩嚴ありしを以て、更に同一標準に據りて調査するときは、區に依り尙増加し若くは減少を見るものあるべし、要するに右の數字は細民の概數を示すに止まるを讀者の諒せられん事を。

吾人の知る所に依れば、市内細民の調査として公表せられたるものは、僅に明治四十四年及大正元年に於て内務省が下谷、淺草、本所、深川四區に試みたるものあるのみ、又社會事業團體の參考調査として行へるものは、東京府慈善協會の最近深川區内に行へるもの其他二三を有す、然れ共之等は總て一局部の調査にして全體として彼此對照の便なきを遺憾とす。

尙細民の概數に關しては、大正六年末警視廳調査に係るものあり、右に依れば細民戸數一萬五千二百五十四、其の人口六萬三千五百九十人なりしと云ふ。

第二項 町別世帯數及人口

總世帯及人口を町別に表示すれば次の如し。

| 區名   | 町名     | 世帯數 | 人口    |
|------|--------|-----|-------|
| 麴町區  | 紀尾井町   | 九九  | 四〇七   |
|      | 麴町     | 九二  | 三七五   |
|      | 飯田町    | 一一九 | 五〇八   |
|      | 計      | 三二〇 | 一二九〇  |
|      | 神田區    | 五〇〇 | 二、〇〇〇 |
| 日本橋區 | 新銀町    | 六〇  | 二四〇   |
|      | 雄子町    | 二〇  | 八〇    |
|      | 東松下町   | 六〇  | 二四〇   |
|      | 其他(散在) | 一〇〇 | 四〇〇   |
|      | 計      | 七四〇 | 二、九六〇 |
| 日本橋區 | 龜島町    | 五〇  | 一五〇   |
|      | 北島町    | 七〇  | 二一〇   |
|      | 計      | 一二〇 | 三六〇   |

京橋區

月島(散在)

八〇〇

二、九六〇

南小田原町

一二〇

四四四

八丁堀仲町

一〇〇

三七〇

長島町

六〇

三三二

東湊町

五〇

一八五

水谷町

二〇

七四

芝區計

新網町

一、二五〇

四、二五五

濱松町

三三〇

一、五七一

三田豐岡町

一〇

四五

三田松坂町

一八

六〇

三田四國町

一二

五八

三田二丁目

一七

七二

金杉濱町

六

四七

赤坂區計

本芝四丁目

七

三五

新堀町

五

二〇

白金三光町

一二〇

四四四

白金志田町

五〇

一八五

白金丹波町

二〇

七四

高輪南町

三〇

一一一

其他(散在)

二五

九二

傳馬町三丁目

六五七

二、八四五

檜町

三五

一二〇

青山高樹町其他

五五

一八〇

森元町

一二九

一九六

永坂町

二四

四九六

麻布區計

一四

七八

九



麻布區

網代町

九

三五

宮下町

五

二一

谷町

一四

二八

霞町

三三

一二二

弁町

三二

七五

櫻田町

一九

六九

四谷區計

谷町二丁目

一五〇

四七六

元町

二四

一、六〇〇

南町

九〇

九六

片町

二〇

三六〇

寺町

五〇

二五〇

坂町

四〇

一六〇

永住町

六五

三二〇

牛込區計

東信濃町

二〇

八〇

旭町

二五〇

一、〇〇〇

花園町

四五

二二五

一、〇〇四

四、一八一

市ヶ谷長延寺町

一一一

四八二

市ヶ谷鷹匠町

五三

二二三

市ヶ谷左内町

八〇

三四四

市ヶ谷谷町

二九三

一、三一八

市ヶ谷富久町

二二

五二

早稻田鶴巻町

五一

一二〇

山吹町

四一

九六

早稻田町

一三

三〇

榎町

一四

三三

除丁町

二〇

四七